

IUU 漁業規則と
水産食品の対 EU 輸出

2014 年 3 月

ジェトロ・ブリュッセル事務所

【免責条項】 本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

1. はじめに.....	2
2. IUU 漁業規則.....	2
2.1 原則・定義.....	2
2.2 寄港管理の強化.....	3
2.3 漁獲証明スキーム.....	4
(1) 漁獲証明書 (Catch Certificate)	4
(2) 加工証明書 (Processing Certificate/Statement)	5
2.4 制裁措置.....	6
(1) IUU 船舶リスト.....	6
(2) 非協力的第三国.....	6
3. 対 EU 輸出水産食品の衛生要件.....	7
3.1 日本の EU 衛生認可された水産物.....	7
3.2 衛生認定施設・船舶 (EU HACCP 認定).....	8
3.3 衛生証明書 (Health Certificate)	9
3.4 その他.....	9
4. EU への輸出に必要な手続き (概観)	10
4.1 水産物・加工水産製品のタイプ.....	10
4.2 製品タイプ別の輸出手続き.....	11
(1) タイプ①日本船籍漁船で漁獲した水産物を加工なしで輸出する場合.....	11
(2) タイプ②日本船籍漁船で漁獲した水産物を日本で加工して輸出する場合.....	11
(3) タイプ③日本船籍漁船で漁獲した水産物を第三国で加工して輸出する場合.....	12
(4) タイプ⑤第三国船籍漁船で漁獲した水産物を日本で加工して輸出する場合.....	12
5. 在欧日本食材卸事業者へのインタビュー ～対 EU 水産物輸出の拡大に求められる対応、課題や取組みを聞く～.....	14

1. はじめに

EU 域内への水産物・加工水産製品の輸出は、IUU 漁業規則を順守した場合にのみ可能となる。本報告書では、まず IUU 漁業規則に関する原則・定義、EU による主要な措置と違反した場合の制裁措置、船籍と加工有無・場所のタイプ別の EU 向け輸出手続きについて概観する。また、IUU 漁業規則とは直接関係ないものの、水産物・加工水産製品を EU へ輸出する際に必要となる、施設・船舶の EU 向け衛生認定についても明記する。

2. IUU 漁業規則

2.1 原則・定義

IUU 漁業規則 (IUU Regulation) とは、2010 年 1 月より EU で施行され、違法・無報告・無規制 (IUU: Illegal, Unreported and Unregulated) 漁業を防止・抑止・廃絶するための規則。海洋水産資源を守る規則のため、養殖水産物、淡水水産物に関しては対象外。

この規則は、加盟国の領域、共同体の水域、加盟国以外の管轄下及び主権下にある海域、ならびに公海で適用される。ここで、IUU 漁業と IUU 漁業に従事する漁船の定義は以下¹の通り。

- **違法漁業**：海域管轄国や地域漁業管理機関の許可なく、またはそれらの法令に反して行う漁業活動
- **無報告漁業**：海域管轄国や地域漁業管理機関の法令に反して関連当局に報告されていない、または誤って報告されている漁業活動
- **無規制漁業**：
 - ① 地域漁業管理機関の対象区域において、無国籍漁船、非締結国漁船を含むすべての漁船によって、当該機関の保存管理措置に合致しない、または反する方法で行われる漁業活動、または
 - ② 保存管理措置のない区域や魚類資源に関して、国際法に基づく海洋生物資源の保存に対する国の責任に合致しない方法で行われる漁業活動
- **IUU 漁業に従事する漁船**：

以下のいずれかに該当する場合。

 - ① 旗国または関係沿岸国が発給する有効な免許や許可なく操業する
 - ② 漁獲データや漁獲関連データを記録・報告する義務（衛星船舶監視システムの送信データを含む）、または寄港の事前通知義務を履行しない
 - ③ 禁止海域における操業、禁止期間中の操業、漁獲割当量なしにまたは割当量の達成後に操業、または禁止水深域を越えて操業する

¹ IUU 規則に関する欧州委員会ウェブサイト

http://ec.europa.eu/fisheries/cfp/illegal_fishing/index_en.htm

IUU Regulation (29 September 2008)、

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:286:0001:0032:EN:PDF>

IUU Regulation - detailed rules (22 October 2009)、

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:280:0005:0041:EN:PDF>

- ④ 一時操業停止または禁漁の対象魚種を狙った漁業に従事する
- ⑤ 禁止漁具または法令を遵守していない漁具を使用する
- ⑥ 表示、識別、または登録を偽る、または隠蔽する
- ⑦ 航行関連の証拠を隠蔽、偽造または破棄する
- ⑧ 適用される保存管理措置や共同体ルールの遵守状況検査において、検査官または監督官の作業を妨害する
- ⑨ 施行されている法律に反して、基準以下の小型魚を船舶に積載、転載、または水揚げする
- ⑩ IUU 漁業に従事したと特定された漁船、特に共同体 IUU 船舶リストまたは地域漁業管理機関の IUU 船舶リストに含まれる漁船（2.4 (1) 参照）との間で転載、共同漁業操業に参加、当該漁船を支援、または当該漁船に補給する
- ⑪ 地域漁業管理機関の区域で同機関の保存管理措置に反する方法で漁業活動を行い、同機関に加盟していないもしくは同機関に協力していない国を旗国としている
- ⑫ 無国籍船舶

この IUU 漁業規則における EU の主要な措置には、①寄港国管理の強化と②漁獲証明スキームの導入がある。このうち①は次項目 2.2 で、②に関しては 2.3 で詳しく記載する。また、2.4 では IUU 漁業規則に違反した場合の制裁措置について明記する。

2.2 寄港管理の強化

第三国漁船による港へのアクセス、水揚げ、転載は、EU 加盟国の指定する港でのみ認められており、事前通知が必要。これは IUU 漁業規則の措置の 1 つで、EU 加盟国以外の船籍漁船（第三国漁船とも呼ばれる）による寄港の管理強化を目的としている。

- 共同体水域における、第三国漁船間、または第三国漁船と加盟国漁船間の洋上転載は禁じられており、指定港湾内においてのみ行うことが可能。
- EU 指定港はリスト²を参照。
- 第三国漁船の船長は、入港予定の少なくとも 3 作業日前（鮮魚の水揚げの場合は 4 時間前）までに入港予定の EU 加盟国の当局に通知する必要がある。水産製品を積載している場合は、漁獲証明書も提出する必要がある。書式（通知書 AnnexIIA、漁獲証明書を添付する場合の簡易通知書 AnnexIIB³）
- また、水揚げ、転載は、実施 4 時間前までに申告が必要。書式（水揚げ申告 AnnexIIIA、転載申告 AnnexIIIB⁴）
- 事前通知後、確認が終わらない場合は、入港、および全体もしくは一部の水揚げを許可さ

² IUU Regulation - EU 指定港 (2012 年 3 月 2 日アップデート版)

http://ec.europa.eu/fisheries/cfp/illegal_fishing/info/addendum_designated_ports_en.pdf

³ IUU Regulation - amendment (2011 年 3 月 1 日)、

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:057:0010:0018:EN:PDF>

⁴ IUU Regulation - detailed rules (2009 年 10 月 22 日)、

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:280:0005:0041:EN:PDF>

れることがあるが、認可されるまでは水産製品は関係当局で保管（操業者が費用負担）され、水揚げの 14 日以内にプロセスが終了しない場合、水産製品は没収または処分されることがある。

- EU 加盟国は、IUU 漁船と推定される船舶すべての他に、第三国漁船による水揚げまたは転載作業の少なくとも 5%を毎年検査することになっている。この検査により IUU 漁業に従事している証拠が示された場合には、当該国当局によって水揚げ・転載を禁じられ、欧州委員会と旗国の関係当局に通知される。

2.3 漁獲証明スキーム

(1) 漁獲証明書 (Catch Certificate)

漁獲証明スキームで導入された漁獲証明書 (Catch Certificate) は、EU 域内に輸出される水産物が、IUU 漁業規則に基づき正当に漁獲された水産物であることを漁船籍国が証明する書類。EU 域外から EU 域内への輸出時に必要。

- 2010 年 1 月以降に漁獲された水産物が対象。
- 対象除外となる水産物リスト (2011 年 3 月 1 日版⁵) を参照。
- 日本産ホタテ、ハマチ・ブリ、太平洋サケ (シロザケとカラフトマス) は、養殖・人工ふ化放流が行われており対象外。水産庁より EU 側に説明済みだが、必要であれば関係者に資料⁶を提示すること。また、太平洋サケに関しては、漁獲証明書の提出を求められた場合は、必要であれば水産庁レター⁷を提示する。
- 漁獲証明書は、漁獲証明書本体、再輸出証明書 (EU 当局が使用のため記入なし)、輸送明細で構成されており、単一積送品ごとに必要。輸出業者が手配し、漁獲証明書のコピーは最低 3 年間保管することが推奨されている。提出は電子上でもでき、衛生証明書 (3.3 参照) のように輸出製品に添付されている必要はない。
- 以下の漁獲証明書 (再輸出証明書を含む) でも代用できる：
 - 「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) が採用する保存措置 10-05 (2008) に規定するマジランアイナメに関する漁獲証明書制度」
 - 「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) が採用する ICCAT 勧告 08-12 に規定する ICCAT クロマグロ漁獲証明書プログラム又はみなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) が採用する第 15 回年次会合で採択された CCSBT 決議に規定される CCSBT 漁獲証明書制度」
- EU 域内に水産製品が入る 3 作業日前までに提出が必要 (ただし空輸・鉄道輸送は 4 時間前まで、陸路輸送は 2 時間前まで、漁船による鮮魚の水揚げに関しては 4 時間前まで)。ただし、認定事業者 (Approved economic operator) の資格を付与された EU 加盟国内の輸入者には特例が認められる。
- 日本政府は、日本船籍漁船の漁獲に関して漁獲証明書を発給する。外国船籍漁船に関しては、各国の認証機関による証明書を入手する必要があるが、漁船・資産資源管理手続きを

⁵ 欧州委員会、<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:057:0010:0018:EN:PDF>

⁶ 水産庁、http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/q_a/pdf/japanese_agriculture_products.pdf

⁷ 水産庁、http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/q_a/pdf/salmon.pdf

適正に整備していることを示す旗国通知⁸を EU が受領していない国の漁獲証明書は無効（つまり EU に輸出できない）。また、非協力的第三国の漁獲証明書、また漁獲証明書に記載された漁船が IUU 船舶リストに掲載されている場合も無効（2.4 参照）。

- 加工品原料の漁獲に関しても漁獲証明書が必要だが、EU に輸出する加工品の原料の重量のみ（全漁獲量ではなく）に関する証明書が必要。
- 無作為の検証が行われる場合があり、その場合、当該水産物は一時保管（費用は操業者負担）される。

<日本における申請手続き>

- 日本船籍漁船による漁獲水産品・加工品の EU への輸出に関しては、必要書類を水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当⁹に持参または郵送申請すると、審査され発給される。水産庁への申請から発給までには約 1 週間を要する。
- 小規模漁船の場合は、簡易漁獲証明書になる。小規模漁船とは以下のいずれかに該当するもの：①牽引漁具（手動操作を伴うネット・ホーラ、ライン・ホーラ等の小型漁具を除く）を搭載していない全長 12m 未満の漁船、②牽引漁具を搭載している全長 8m 未満の漁船、③甲板上に構造物（船橋、船室及び甲板室）がない漁船、④国際総トン数 20 トン未満の船舶又は日本国内総トン数 12 トン未満の漁船¹⁰。
- 手続き要領、都道府県の所管漁業の場合の確認報告書の問合せ先、書式（別紙 3 漁獲証明書、別紙 4 漁獲証明書発給申請書、別紙 5 小規模漁船用簡易漁獲証明書、別紙 6 都道府県確認依頼書/報告書）、漁獲証明書の記入要領、EU の CN コード表は、水産庁のウェブサイト¹¹を参照。

(2) 加工証明書 (Processing Certificate/Statement)

日本船籍漁船以外によって漁獲された水産物を日本で加工した場合は、EU への輸出時に日本政府の発給する加工証明書（日本では Processing Certificate、EU では Processing Statement と呼ばれる）が必要になる。これは、漁獲船籍国と加工国が異なる場合において、IUU 漁業規則に従って漁獲された水産物を使用したことを加工国政府が保証するもの。

- この加工証明書申請には、漁船旗国発給の漁獲証明書が必要になる。日本船籍漁船によって漁獲された水産物を日本で加工した場合は、加工証明書は必要なく、漁獲証明書のみ必

⁸ 旗国通知国（2010 年 7 月 28 日文書）

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/q_a/pdf/100728flag_state_notifications.pdf

⁹ 水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当、住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1、電話：03-3502-8111（代表）/03-3501-1961（直通）/FAX：03-3591-6867、E-mail：yusyutu_suisan@nm.maff.go.jp、受付時間：月曜～金曜 午前 10 時～午後 12 時（祝日・年末年始を除く）

¹⁰ 小規模漁船の定義^④に関しては、水産庁の定義

（http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/pdf/20100729_kaiseiyouyou.pdf の定義では 20 ギガトン未満となっている。IUU Regulation - detailed rules (22 October 2009)、

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:280:0005:0041:EN:PDF>

¹¹ 水産庁、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/index.html>

要となる。

- 必要書類を水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当(漁獲証明書の申請先参照)に持参または郵送申請すると、審査され発給される。手続き要領、書式(別紙7加工証明書、別紙8加工証明書発給申請書)、加工証明書の記入要領については、水産庁ウェブサイト¹²を参照のこと。

2.4 制裁措置

(1) IUU 船舶リスト

欧州委員会は、IUU 漁業に従事していると推定される漁船のリストである、「共同体 IUU 船舶リスト」を作成している。このリストに掲載された漁船は、共同体水域での漁獲、共同体内への水産物の輸出、加盟国港への入港、港サービスの利用を禁じられる。また加盟国漁船は、IUU 漁船との転載作業や共同漁業操業が禁じられる。

IUU 漁業に従事していると推定される漁業活動を特定した場合は、欧州委員会は詳細情報を旗国に通知し、調査を公的要請する。そのうえで、「共同体 IUU 船舶リスト¹³」に掲載するか否かを決定し、掲載される場合は旗国と船主・操業者に通知される。このリストは3カ月ごとに更新される。また、地域漁業管理機関が採用する IUU 船舶リストに掲載されている漁船も、手続きに沿って共同体 IUU 船舶リストに掲載される。

IUU 漁業とみなされる活動や IUU 漁業に関連する商行為を行った場合、また IUU 規則に関する書類などの偽造、虚偽記載、無効書類の使用などを行った場合は、加盟国の関係当局は制裁措置を課することができる。制裁措置には、漁船の仮差し押さえ、漁具・水産物などの没収、漁業権の取り消し、法人に対する行政処分、水産製品価値の少なくとも5倍の制裁措置、5年以内の再犯に関しては少なくとも8倍に相当する制裁措置、などが含まれる。また、海洋環境への損害の対価も考慮される。

(2) 非協力的第三国

国際法によって課されている IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶するために、旗国、寄港国、沿岸国、または市場国としての処置を講ずる自国の義務を果たさない場合、「非協力的第三国」として欧州委員会に特定される。

「非協力的第三国」として制裁措置が発効された場合、その国で漁獲された水産物を EU 内へ輸出することは禁止され、加盟国を旗国とする漁船は、これらの国との共同漁業操業を行うことが禁じられる。2013 年末までに欧州委員会より警告が出されているのは以下の国¹⁴。

¹² 水産庁、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/index.html>

¹³ 欧州委員会 IUU 船舶リスト (2013 年 7 月 15 日)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:193:0006:0011:EN:PDF>

¹⁴ 欧州委員会、http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-1162_en.htm

- 2012年11月に正式警告、「非協力的第三国」として2013年11月26日に特定され、制裁措置の採択手続き中
ベリーズ、カンボジア、ギニア
- 2012年11月に正式警告、2014年2月末まで対話を延長し2014年春に再評価予定
フィジー、パナマ、スリランカ、トーゴ、バヌアツ
- 2013年11月に正式警告、対話を開始し2014年半ば頃までに再評価
韓国、ガーナ、オランダ領キュラソー島

3. 対 EU 輸出水産食品の衛生要件

EU の衛生要件では、水産物が①EU によって衛生認可された第三国のものであること、②水産物が EU 衛生認可された施設・船舶から来ていること、③輸出水産食品に衛生証明書が添付されていること、④国境検疫所の検査で問題ないことが定められている。ここでは、①～③について概況する。

3.1 日本の EU 衛生認可された水産物

国別に EU に衛生認可された水産物のみ、EU への輸出が認められている。

日本は、以下について EU への輸出が認められている¹⁵。

- 二枚貝軟体動物、棘皮動物、被囊類動物、海洋性腹足類動物は、冷凍または加工済みのみ
- 水産食品 (fishery products)

ただし以下の魚種は健康被害を起こす可能性があるとして、EU への輸出が禁止されている¹⁶。

- フグ毒を含有する恐れのある魚種 (フグ科、マンボウ科、ハリセンボン科、マフグ科)
- シガテラ魚による健康被害を起こす恐れのある魚種 (アカマダラハタ、マダレドクハタ、バラハタ、バラフェダイ、フエドクタルミ、オニカマス)
- ワックスによる健康被害を起こす恐れのある魚種 (アブラソコムツ、バラムツ)
- ビタミン A による健康被害を起こす恐れのある魚種 (イシナギ)

http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-13-982_en.htm

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-1053_en.htm

¹⁵ Commission Decision、2006年11月6日

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:320:0053:0057:EN:PDF>

養殖水産物の衛生要件に関しては、以下を参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:337:0041:0075:EN:PDF>

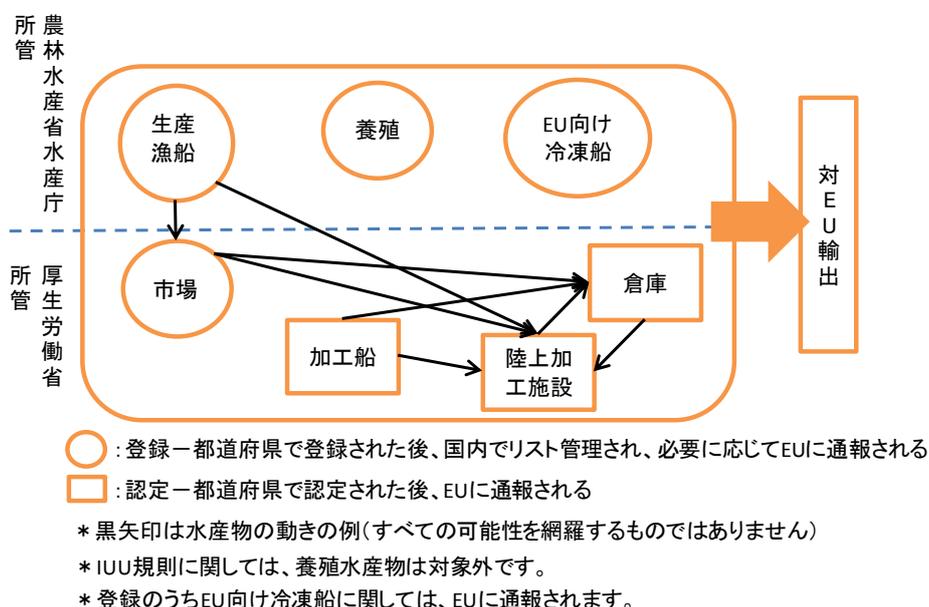
¹⁶ ワックスによる健康被害を起こす恐れのある魚種 (アブラソコムツ、バラムツ) は厚生労働省では輸入できないとなっているが、欧州規制では条件付きで可能となっている。ビタミン A による健康被害を起こす恐れのある魚種 (イシナギ) は厚生労働省では輸出できないとなっているが、欧州規制では魚種特定が確認できなかった。<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:196:0003:0005:EN:PDF>

3.2 衛生認定施設・船舶（EU HACCP 認定）

EU に輸出する水産物に関しては、関連する冷蔵倉庫、加工施設、加工船、冷凍船などの衛生認定が必要です。

- HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) は「危害分析重要管理点」と訳され、EU では食品事業者がこの手法を用いることを義務付けている¹⁷。EU 輸出向けの衛生要件は、EU HACCP とも呼ばれる。
- EU 向け衛生要件認可済みの施設・船舶のリストは、各国機関から EU に連絡され、EU ウェブサイトに掲載される¹⁸。

<日本において EU 向け衛生認定・登録が必要な施設・船舶¹⁹>



- 用語解説 (厚生労働省²⁰)
 - **加工船**：船上で水産物を切り身、薄切り、皮剥、殻剥、細切などの加工をした後、包装または梱包し、必要に応じて冷蔵または冷凍を行う船
 - **市場**：産地・消費者市場
 - **養殖場等**：養殖用のいけす等、養殖場で使用される漁船と陸揚げ地
 - **EU 向け冷凍船**：船上で水産物の冷凍を行う（この冷凍には、放血、頭・内臓・

¹⁷ 欧州 HACCP 実施ガイダンス、2005 年 11 月 16 日

http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/hygienelegislation/guidance_doc_haccp_en.pdf

¹⁸ EU 認可施設・船舶リスト、

http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/establishments/third_country/index_en.htm

¹⁹ EU は第三国の関係機関が責任を持って管理することを定めているため、国によってプロセスや要件は異なる可能性があります。この図は、水産庁の「水産食品の EU 輸出へのフロー」

(http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/eu_suisan_250228.pdf) を参考に作成。また「認定」や「登録」の用語使用法は厚生労働省の「対 EU 輸出水産食品の取扱要領」を使用。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taieu/>)

²⁰ 対 EU 輸出水産食品の取扱要領 (別紙)、

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taieu/dl/c.pdf>

鰭の除去の後、必要に応じて包装した後の冷凍を含む) 冷凍船のうち、漁獲物を日本で陸揚げせずに直接 EU に輸出する、または EU 以外の国にまず漁獲物を輸出した後、EU に再輸出する漁船 (加工船と養殖場で使用される漁船を除く)

➤ **生産漁船** : EU 向け輸出水産食品を取り扱う漁船のうち、EU 向け冷凍船、加工船、養殖場で使用される漁船以外

- 申請すると検査が実施され、認定有無が決定される。認定後も定期的に査察が実施される。
- 日本にある施設または日本船籍の船舶の EU 向け HACCP 認定・登録に関しては、上図のように、施設や船舶の種類によって厚生労働省と水産庁の管轄が分かれているが、申請はすべて都道府県知事宛に行う。各都道府県の問い合わせ先、対 EU 輸出水産食品取扱書式 (必要な添付書類についても記載あり) は厚生労働省ウェブサイト²¹を参照。
- 対 EU 輸出水産食品取扱認定施設は厚生労働省のウェブサイト²²、対 EU 輸出水産食品登録事業者 (養殖場)、対 EU 輸出水産食品登録事業者 (EU 向け冷凍船)、対 EU 輸出水産食品登録事業者 (生産漁船) は水産庁のウェブサイト²³を参照。

3.3 衛生証明書 (Health Certificate)

衛生証明書 (Health Certificate) は「食品・動物衛生証明書」とも呼ばれ、EU 向け HACCP 認定済みの施設・船舶などが輸出水産物に関して使用されたことを証明する書類。EU 域内に水産物を輸出する際に必要な書類。

- EU 向け輸出ロット毎に必要。
- 鮮魚が漁船もしくは冷凍船から直接 EU に輸出される場合は、船長による署名がある書類で代替できる²⁴。
- 日本の施設・船舶に関する衛生証明書の発給は、都道府県に申請する。各都道府県の問い合わせ先、手続き詳細、対 EU 輸出水産食品取扱書式は厚生労働省ウェブサイト²⁵を参照。

3.4 その他

東北地方太平洋沖地震による福島原子力発電所の事故を受けて、2013 年 6 月 1 日より日本から EU へ輸出される水産物に関しては、放射性物質に関する証明書、または産地証明書が必要になった²⁶。2014 年 2 月 20 日に食品連鎖・動物衛生常設委員会 (SCoFAH) が合意した改正規則案では、東京都と神奈川県は輸入規制措置の対象外となり、同都県からの食品および飼料 (水産物含む) については、放射性物質証明書が対象外となる見込み²⁷。欧州委員会が同案を正式に採択すれば、

²¹ 厚生労働省、<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taieu/>

²² 厚生労働省、<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taieu/>

²³ 水産庁、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/pdf/eudata03.pdf>

²⁴ 欧州委員会、http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/may/tradoc_151260.pdf

²⁵ 厚生労働省、<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taieu/>

²⁶ 手続きの詳細は以下の水産庁資料を参照。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/genpatu/pdf/eu_youryou_20120601.pdf

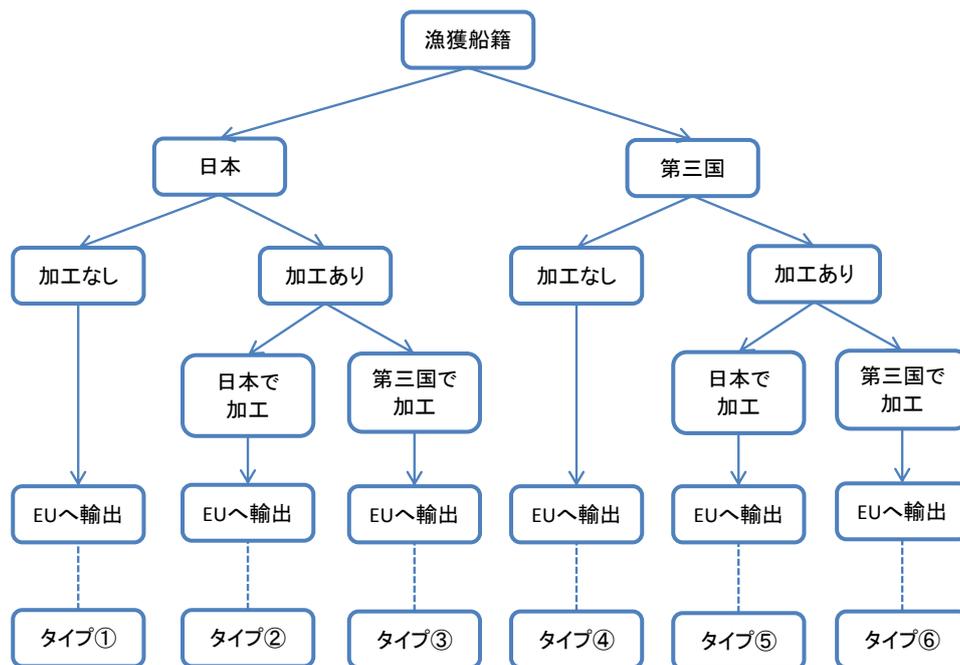
²⁷ 欧州委員会、http://europa.eu/rapid/press-release_MEX-14-0221_en.htm

2014年4月1日から発効する。

4. EU への輸出に必要な手続き（概観）

4.1 水産物・加工水産製品のタイプ

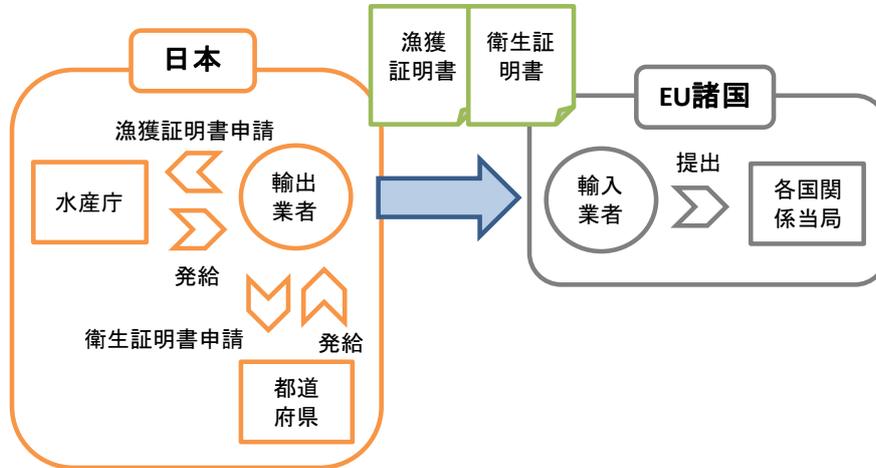
EU 域内に日本企業が輸出する IUU 漁業規則対象の水産物・加工水産製品に関しては、以下の図のように①～⑥の場合が考えられ、それぞれ必要な輸出書類が異なる。



- 上図における「第三国」とは、EU 加盟国以外かつ日本でない国とする。

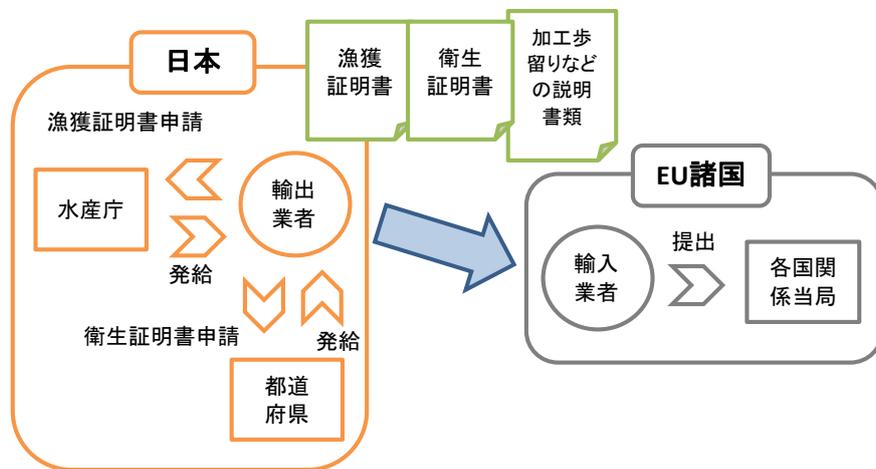
4.2 製品タイプ別の輸出手続き

(1) タイプ①日本船籍漁船で漁獲した水産物を加工なしで輸出する場合



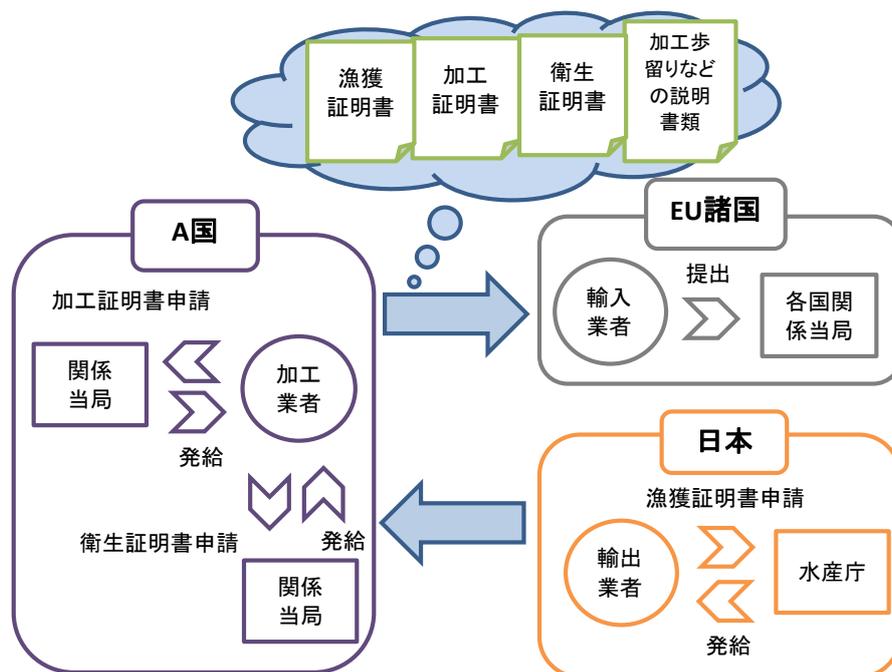
輸出業者は、漁業者より必要な情報を入手し、水産庁に「漁獲証明書」の申請をして発給を受け、輸入業者を通じてEU国の関連当局に提出する。日本からのEU向け輸出では、市場、倉庫、漁船などもEU向け衛生要件を満たす必要があり、該当する場合は、それらの「衛生証明書」も必要となる。

(2) タイプ②日本船籍漁船で漁獲した水産物を日本で加工して輸出する場合



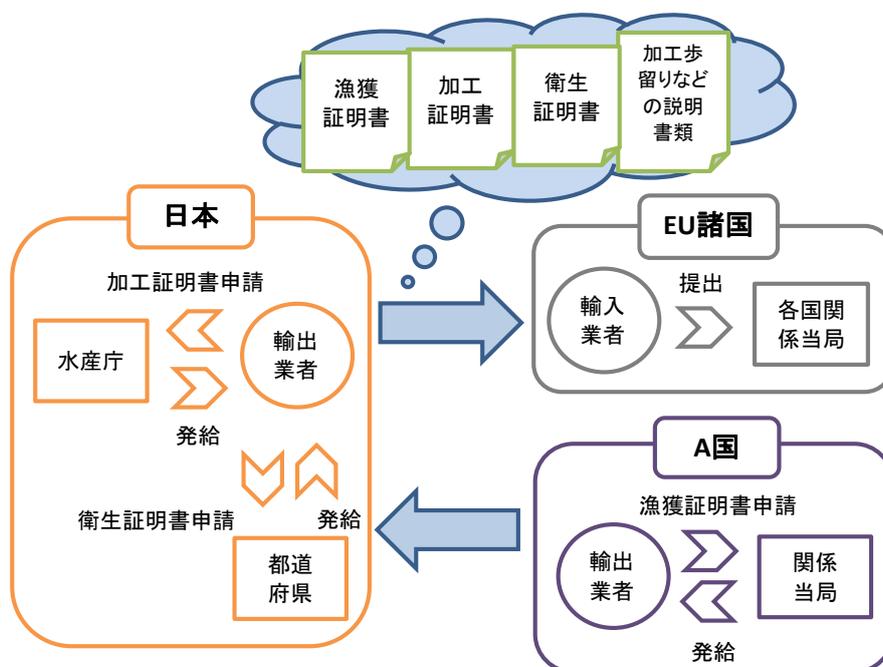
この場合は、輸出業者が水産庁に「漁獲証明書」を申請する際に、「加工歩留りなどの説明書類」と、EU向けの衛生認定を受けた施設を使用したことが証明できる書類の添付が必要になる。「加工歩留りなどの説明書類」は漁獲証明書にある原料の重量と積送品の重量との乖離を説明するもので、輸出時にはさらに、加工施設などがEU向けHACCP認定・登録済みであることを証明する「衛生証明書」も必要になる。

(3) タイプ③日本船籍漁船で漁獲した水産物を第三国で加工して輸出する場合



水産庁発給の「漁獲証明書」と、加工国で発給・作成された「加工証明書」と「加工歩留りなどの説明書類」が必要になる。「衛生証明書」も、加工国（必要に応じて日本）で発給されたものを EU 輸出時に添付する。

(4) タイプ⑤第三国船籍漁船で漁獲した水産物を日本で加工して輸出する場合



外国船籍漁船によって漁獲された水産物を原料とする加工水産製品に関しては、船籍国が発給した「漁獲証明書」と、日本政府が発給した「加工証明書」を提出する必要がある。複数の船籍による水産物が原料となっている場合は、すべての国の「漁獲証明書」が必要になる。また「加

工歩留りなどの説明書類」と EU 向け衛生認定を受けた加工施設を使用したことを証明する「衛生証明書」も必要になる。

5. 在欧日本食材卸事業者へのインタビュー ～対 EU 水産物輸出の拡大に求められる対応、課題や取組みを聞く～

(ジェトロ情報誌 Food & Agriculture より)

水産物・水産加工品を EU 域内に輸出するには、違法・無法・無規制 (IUU) 漁業規則を順守し、漁獲証明書を提出する必要がある。加えて、EU 向け HACCP 認定施設・船舶からの輸出のみが認められている。在欧日本食材卸数社に日本産の水産物の輸出状況と、IUU 規則をはじめとする日本産水産物の輸出における課題をヒアリングした。

■ 第三国漁船による水産物の輸出には漁獲証明書の添付が義務に

2010 年 1 月以降、第三国漁船により漁獲された水産製品を EU 域内に輸出する際には、すべての水産製品 (養殖魚、淡水魚等の一部を除く、下表参照) について、正当に漁獲されたものであることを漁船の旗国が承認した漁獲証明書の添付が、IUU 漁業規則 ([理事会規則 1005/2008](#) と [欧州委員会規則 1010/2009](#)) で義務付けられた (本紙 2014 年 1 月 13 日 2970 号参照)。EU 域内に入域するすべての水産製品のトレーサビリティを改善することを目的としており、タイ、ベトナム、中国等の第三国を経由して EU に間接輸出される水産製品についても同様に対象となっている。

日本船籍漁船で漁獲した水産物を EU へ輸出する場合には、水産庁が発給する漁獲証明書を輸出時に提出する必要がある。また、日本以外の第三国船籍漁船で漁獲した水産物を EU へ輸出する場合にも、当該国の政府が発給する漁獲証明書を輸出時に提出する必要がある。

IUU 漁業規則では、EU 域内に入域するすべての水産食品としているが、下表の水産物は規則の対象外となる。

表: IUU 漁業規則の対象外となる水産食品

淡水魚
観賞魚
稚魚または幼生を用いて生産された養殖水産物を原料とする水産製品 (原魚を含む)
カキ
ホタテガイ
イガイ
かたつむり、その他の巻貝
海藻類
魚の粉、ミールおよびペレット (食用に適するものに限る)
調製および保存処理された水棲無脊椎動物

(出所) 欧州委資料を基に作成

■ 日本産水産物の取り扱いは限定的

複数の在欧日本食材卸によると、日本船籍漁船で漁獲した水産物の取り扱いが限定的であることが浮き彫りになった。日本産水産物の EU 向け輸出は、IUU 規則の対象外となるホタテとハマチに集中している。ホタテやハマチは、HACCP 認定施設が複数あり、EU 向けに多く輸出されている。

ある在欧卸は、日本からの輸出において、日本船籍漁船の利用はコストが高くつくことから、コストが安い国の船籍で漁獲した水産物を EU に輸出する業者もいるようだ話す。

中国産のイカを日本から入れようとしたところ、輸出業者側で漁獲証明書の準備が整わず、EU

向け輸出を断念したことがあるという在欧卸もいる。同卸は日本産水産物をほとんど扱っていないという。

別の在欧卸は、日本以外の第三国の船籍漁船で漁獲された水産物の取扱いが多く、品目ごとに漁獲証明書を確認しなくてはならず大きな負担になっているという。

今回インタビューした在欧日本食材卸の中では、日本船籍漁船で漁獲した水産物の EU 向け輸出は少なかったが、ある在欧卸は、輸出業者が漁獲証明書を手に入らずに日本産かまぼこの輸出を断念したことがあるという。以前、日本産かまぼこのニーズがあり、輸出を試みたが、かまぼこは原料として多種類の魚を使用するため、輸出業者が全種類の魚の漁獲証明書を用意するのが難しかったようだ。

また、大手の日系水産物関連企業の中には、欧州での販売を拡大するため、EU 域内で子会社を設立する企業や、現地の水産卸事業を買収する企業などもある。日本産水産物にかかわらず、日本以外の第三国や EU 域内で獲れた水産物の販売などを積極的に行っている。

■HACCP 認定施設が少ないことが大きな課題

日本から水産物を輸出するには、漁獲証明書以外にも、衛生証明書が必要となる。衛生証明書は、EU 向け HACCP 認定の施設・船舶などが使用されたことを証明する書類である。HACCP 認定済みの施設・船舶などが少ないことが、輸出可能な品目が限られる要因となっている。今回ヒアリングした業者においても、日本産の取り扱い品目は、ハマチとホタテくらいであることも分かった。

[厚生労働省資料](#)（14年3月3日時点）によると、現在、国内の EU 向け HACCP 認定の加工施設は 29 施設に上る。認定加工施設の品目は、ホタテ、ハマチ、カンパチ、マダイ、魚油、魚肉練り製品、かまぼこ、サメ、マグロ、シマアジなどに限られている。大日本水産会資料（12年1月25日時点）によると、EU 向けの HACCP 認定（加工）施設数は、日本が世界で 33 位と、上位の米国（947 施設）、カナダ（627 施設）、中国（567 施設）に比べて極端に少ないことが分かる。

また加工施設とは別に、EU に水産食品を輸出することが可能な「登録施設」がある。登録施設には、産地市場、消費地市場、養殖場、EU 向け冷凍船および生産漁船がある。養殖場は 76 施設（[14年2月3日時点](#)）、EU 向けの冷凍船は 105 船（[14年1月27日時点](#)）、生産漁船は 350 船（[13年12月18日時点](#)）が登録されている。一方、EU に水産食品を輸出することが可能な産地市場や消費地市場の登録施設はない。このため、市場を経由して EU へ輸出することができない。日本で流通している水産食品の原料の多くは、市場でせり売りされたものを使用しているため、市場登録が進まないと EU 向けの水産物の品目や輸出量は限定される。

ある業者によると、日本で水揚げされたサケは、国内に認定された加工施設がないため、中国に輸出され、フィレに加工し、そのうち大部分が欧米に輸出されているという。日本産のサケは川に放流しているため養殖とみなされる。このため、日本産サケは IUU 規則の対象外であるが、HACCP の認定加工施設がないことで、第三国を経由しなければ輸出できないケースとなっている。

インタビューした在欧卸の中には、HACCP 認定施設があれば、日本の水産物で入手したいものはたくさんあると指摘する業者もいた。

■漁獲申請の大半は第三国経由での EU 輸出

漁獲証明書の発給を管轄する水産庁漁政部加工流通課によると、企業からの漁獲証明書の申請

は月に平均 10 件程度届くという。水産庁で申請を受けて証明書を発給するまでには、約 1 週間程度かかる。申請ができるのは、EU 向けの冷凍船あるいは生産漁船を登録している事業者のみであるが、申請者のほとんどは冷凍船を登録している事業者である。

漁獲証明書申請の品目においては、冷凍水産物が圧倒的に多く、冷凍カツオ、冷凍マグロ、練りものなどが多い。練りもの場合は、加工品になるため、漁獲証明書と加工証明書が必要となる。

漁獲証明書の申請がある EU 向け輸出のパターンは、主に以下のケースがある。

1) EU 向け登録冷凍船で漁獲した水産物を日本に水揚げしてから、コンテナに積んで第三国に輸出し、第三国で加工してから EU へ輸出するケース

2) EU 向け登録冷凍船で漁獲した水産物を日本に水揚げせずに、直接 EU で水揚げして輸出するケース

上記のうち、1) の第三国経由で EU へ輸出されるケースが大半となっている。

多くの在欧日本食材卸は、日本国内の HACCP 認定工場が増え、第三国を経由することなく、直接 EU に輸出することが可能な品目が増えることを待ち望んでいる。対 EU 水産物輸出の拡大には、HACCP 認定施設や登録市場の数を増やしていくことが肝要だ。

IUU 漁業規則と水産食品の対 EU 輸出

(ブリュッセル)

発行 2014 年 3 月

発行所 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品部 農林水産・食品調査課

東京都港区赤坂 1-12-32

電話 03 (3582) 5186

©JETRO (無断転載を禁じます)